

第1回 高知県特別職報酬等審議会 概要資料

高知県総務部行政管理課

1. 特別職報酬等の改定状況

(1) 本県の状況

- 現在の本県の特別職の報酬等の月額は以下のとおり。平成22年4月の適用から変更なし。

資料4頁

	知事	副知事	教育長	議長	副議長	議員
報酬等の月額	1,220千円	940千円	780千円	900千円	820千円	770千円
全国平均	1,306千円	1,023千円	840千円	1,015千円	907千円	835千円
全国順位	43位	46位	35位	47位	41位	44位
適用年月日	平成22年4月1日 (前回 平成18年4月1日)					
	審議会は、最終改定後、H24、25、27、29、30、R2及びR5に開催しているが、 いずれも据置の答申					

(2) 四国4県の状況

- 本県の前回審議会以降で、知事の給料に改定があった団体は、香川県。

資料5-6頁

	知事	副知事	教育長	議長	副議長	議員
徳島県 H9.4.1	1,300千円	990千円	820千円	950千円	860千円	810千円
香川県 R7.4.1	1,310千円	1,000千円	820千円	960千円	860千円	810千円
愛媛県 H8.4.1	1,320千円	1,010千円	880千円	970千円	870千円	820千円

2. 特別職報酬等の全国状況の概要

(1) 本県における特別職報酬等の状況

(単位：千円)

		知事	副知事	教育長	議長	副議長	議員
給料(報酬)額(本則額) (資料10頁)	全国平均	1,306	1,023	840	1,015	907	835
	高知県	支給月額	1,220	940	780	900	820
		全国順位	43位	46位	35位	47位	41位
給料(報酬)額(本則額) +地域手当 ^{注2} (11頁)	全国平均	1,336	1,047	861	1,015	907	835
	高知県	支給月額	1,220	940	780	900	820
		全国順位	45位	46位	38位	47位	41位
年間給与 ^{注3} (本則額) (18-23頁)	全国平均	22,571	17,705	14,555	17,193	15,360	14,148
	高知県	支給年額	20,478	15,778	12,964	15,107	13,764
		全国順位	43位	43位	42位	47位	43位
退職手当 ^{注4} (本則額・12月分)(31頁)	全国平均	8,797	4,976	2,726	-	-	-
	高知県	支給年額	7,027	3,948	2,246	-	-
		全国順位	46位	46位	36位	-	-
年収 ^{注5} (本則額) (21-23、34-36頁)	全国平均	31,181	22,681	17,282	17,193	15,360	14,148
	高知県	支給年額	27,505	19,726	15,210	15,107	13,764
		全国順位	45位	47位	38位	47位	43位
知事の給料に対する割合 (17頁)	全国平均	-	78.4%	64.4%	77.7%	69.4%	63.9%
	高知県	支給割合	-	77.0%	63.9%	73.8%	67.2%
							63.1%

注1) 「本則額」とは、条例で定められている給料(報酬)の額である。(特例条例等による減額前の額)

注2) 「地域手当」とは、民間の賃金が高い地域の職員に対し、給料とは別に、給料に3~20%を乗じた額を支給しているもの。

注3) 「年間給与」とは、本則額、地域手当及び期末手当の1年間の支給額を合計したもの。

注4) 退職手当の平均額について、知事は廃止した大阪府、教育長は一般職の例により支給する4県を除いたもの。

議長・副議長・議員への退職手当の支給はない。

注5) 「年収」とは、年間給与に「退職手当を1年分に換算した場合の支給額」を合計したもの。

(2) 知事の給料に改定のあった団体の状況

- 本県の前回審議会以降で、知事の給料に改定があった団体は、12団体

	支給月額 R7.4時点	支給月額 R5.1時点	改定額	改定の主な理由	改定額の考え方
岩手県	1,250千円	1,230千円	20千円	・民間及び一般職の状況	・一般職（行政職）幹部職員の累積改定率を基に改定
宮城県	1,340千円	1,310千円	30千円	・職員の改定状況、民間の情勢、他県の状況	・類似団体との均衡を考慮し改定
東京都	1,476千円	1,456千円	20千円	・職員の給料月額の引き上げ、国の特別職の俸給月額の引上げ等の状況	・報酬等改定の基準となる都の指定職給料表の改定内容を踏まえ改定（R6、R7）
新潟県	1,300千円	1,276千円	24千円	・特別職の職務・職責及び他の都道府県の水準を勘案	・R6 給料月額を全国平均に引上げ改定 ・R5 国特別職の改定率で改定
静岡県	1,349千円	1,301千円	48千円	・一般職の給与改定の状況と合わせて、一任期中の総支給額の観点から	・R4年度からR6年度までの一般職職員の公民較差率の累積分を基本に改定
愛知県	1,411千円	1,379千円	32千円	・改定の目安である指定職給料表改定状況を勘案	・指定職給料表の累積改定率を元に改定
三重県	1,300千円	1,280千円	20千円	・近年の著しい物価高騰 ・一般職の給与改定状況	・一般職である部長級職員の給与の累積改定率を考慮し改定
滋賀県	1,320千円	1,250千円	70千円	・全国の特別職の状況、社会経済情勢、一般職の改定状況等	・一般職の給与の累積改定率を適用し改定
鳥取県	1,200千円	1,151千円	49千円	・一般職の改定率を考慮	・一般職の改定率を考慮
島根県	1,280千円	1,240千円	40千円	・県の財政状況が健全化されてきていること ・物価上昇、一般職員の給与改定の状況を考慮	・一般職給与の累積改定率を考慮し改定
香川県	1,310千円	1,285千円	25千円	・国や他の都道府県の動向、社会経済状況など総合的に勘案	・一般職の中で特別職に最も近い部長級の職員の累積改定率を用いて改定
大分県	1,243千円	1,240千円	3千円	・県の一般職や国の改定状況、他県の改定状況などを考慮	・国の改定率に合わせて改定

3. 特別職と一般職の報酬等の改定状況

(1) 特別職報酬等の推移

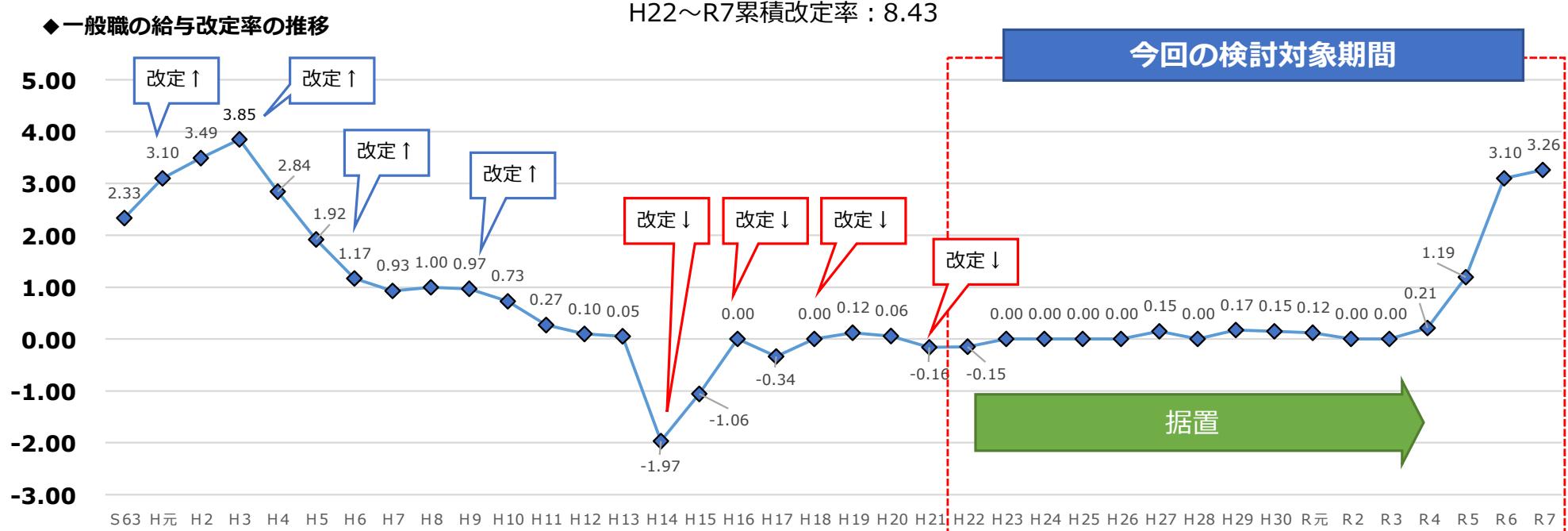
資料24頁

- 現行の報酬等は、平成22年4月1日適用で、引下げ改定。
- 最終の引上げ改定は、平成10年4月1日適用。

上段：報酬額（単位：千円）
下段：改定率

	S62.12.1	H元.12.1	H3.12.1	H5.12.1	H10.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H18.4.1	H22.4.1
知事	1,040	1,110↑ 6.73%	1,200↑ 8.11%	1,260↑ 5.00%	1,300↑ 3.17%	1,280↓ ▲1.54%	1,260↓ ▲1.56%	1,240↓ ▲1.59%	1,220↓ ▲1.61%
副知事	800	850↑ 6.25%	920↑ 8.24%	960↑ 4.35%	990↑ 3.13%	980↓ ▲1.01%	960↓ ▲2.04%	950↓ ▲1.04%	940↓ ▲1.05%
教育長	640	690↑ 7.81%	750↑ 8.69%	790↑ 5.33%	820↑ 3.80%	810↓ ▲1.22%	800↓ ▲1.23%	790↓ ▲1.25%	780↓ ▲1.27%
議長	760	810↑ 6.58%	880↑ 8.64%	920↑ 4.55%	950↑ 3.26%	940↓ ▲1.05%	920↓ ▲2.13%	910↓ ▲1.09%	900↓ ▲1.10%
副議長	680	730↑ 7.35%	790↑ 8.22%	830↑ 5.06%	860↑ 3.61%	850↓ ▲1.16%	840↓ ▲1.18%	830↓ ▲1.19%	820↓ ▲1.20%
議員	630	680↑ 7.94%	740↑ 8.82%	780↑ 5.41%	810↑ 3.85%	800↓ ▲1.23%	790↓ ▲1.25%	780↓ ▲1.27%	770↓ ▲1.28%
平均改定率	—	6.94%	8.38%	4.86%	3.39%	▲1.20%	▲1.63%	▲1.23%	▲1.25%

(2) 一般職改定率の推移



4. 本県における一般職の改定状況（前回の特別職報酬等の改定(H22.4)以降）

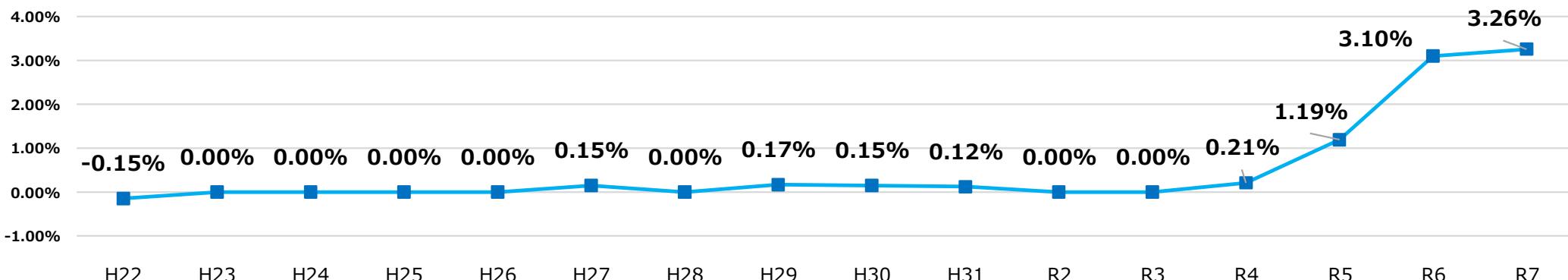
(1) 給与改定率及び給与累積改定率

※前回の報酬審議会

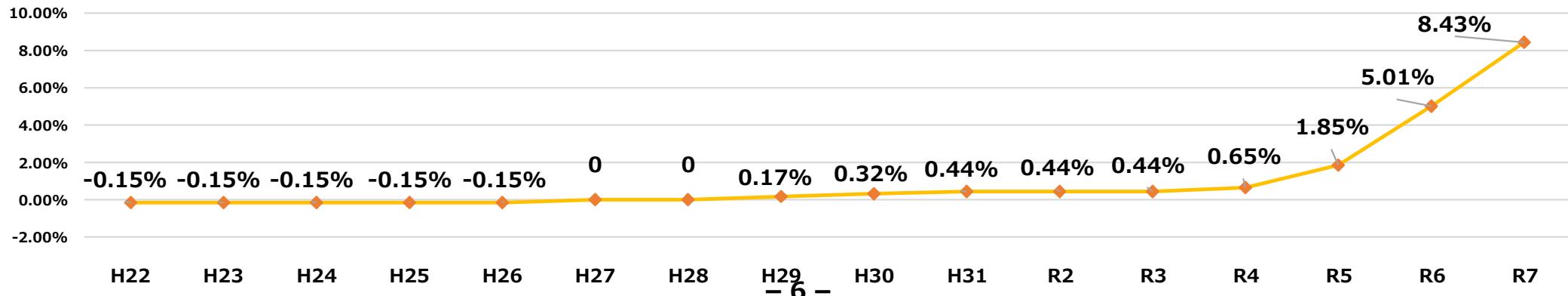
	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
一般職の給与改定率	-0.15%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.15%	0.00%	0.17%	0.15%	0.12%	0.00%	0.00%	0.21%	1.19%	3.10%	3.26%
給与累積改定率	-0.15%	-0.15%	-0.15%	-0.15%	-0.15%	±0.00%	±0.00%	0.17%	0.32%	0.44%	0.44%	0.44%	0.65%	1.85%	5.01%	8.43%

報酬審議会の開催	引下げ	据置	据置	-	据置	-	据置	据置	-	据置	-	-	据置	-	-	H22～R7 累積改定率
----------	-----	----	----	---	----	---	----	----	---	----	---	---	----	---	---	-----------------

◆一般職の給与改定率 (H22年度以降)



◆一般職の累積改定率 (H22年度以降)



(2) 前回R5.1までの改定

初任給及び若年層に重点を置いた改正

	改定率	公民較差	人事委員会の報告より
平成22年	-0.15%	-0.17%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引下げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、民間の給与水準を下回っている30歳台までは据え置くこととし、40歳台の職員が受ける号俸以上の号俸を対象として引下げを行うとする国家公務員の改定に準ずることとし、国家公務員の俸給表の構造との均衡も考慮して、級号給ごとの給料月額について国家公務員の俸給月額と同額で引下げを行うとともに、全職員の給料月額から均等に200円を減額すること。
平成27年	0.15%	0.15%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が昨年に引き続き初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、優秀な人材の確保を図るため、初任給を重点的に引き上げるとともに若年層に限定して改定を行うこと。
平成29年	0.17%	0.17%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が4年連続初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、優秀な人材の確保を図るため、初任給を1,500円引き上げるとともに若年層にも同程度の改定を行い、その他については、200円を引き上げることを基本とする。
平成30年	0.15%	0.15%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が5年連続初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、優秀な人材の確保を図るため、初任給を1,500円引き上げるとともに若年層にも1,000円程度の改定を行い、その他については、200円を引き上げることを基本とする。
令和元年	0.12%	0.12%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が初任給や若年層に限定した俸給表の引上げを行ったこと、また、他の都道府県の初任給と比較すると低位な水準にあることを踏まえ、優秀な人材の確保を図るため、初任給を1,500円引き上げるとともに若年層に限定して改定を行うこと。
令和4年	0.21%	0.21%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っているほか、他の都道府県の初任給と比較しても低位な水準にあること、また、国家公務員が初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、優秀な人材の確保の観点から、初級試験（高卒程度）採用職員の初任給を4,000円、上級試験（大卒程度）採用職員の初任給を3,000円引き上げるとともに、若年層に重点を置いて改定を行うこと。

(3) 前回R5.1以後の改定

- 直近3年の改定は全世代に渡る大きな引上げ改定

	改定率	公民較差	人事委員会の報告より
令和5年	1.19%	1.19%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っているほか、他の都道府県の初任給と比較しても低位な水準にあること、また、国家公務員が初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、優秀な人材の確保の観点から、高卒程度試験採用職員及び大卒程度試験採用職員の初任給をそれぞれ12,000円引き上げることとし、若年層が在職する号給に重点を置いて改定を行うこと。その他については、1,000円以上引き上げることを基本とした改定を行うこと。
令和6年	3.10%	3.10%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、本県の初任給が民間の水準を下回っているほか、他の都道府県の初任給と比較しても低位な水準にあること、また、国家公務員が社会と公務の変化に応じた給与制度の整備に係る措置のうち初任給の引上げ等を前倒しで講ずることにより、若年層や30歳台後半までの職員に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、優秀な人材の確保及び定着の観点から、高校卒業程度試験採用職員の初任給を21,400円、大学卒業程度試験採用職員の初任給を23,800円引き上げることとし、若年層及び30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うこと。その他については、改定率を遞減させつつ引上げ改定を行うこと。
令和7年	3.26%	3.26%	本年の民間給与との較差を踏まえ、引上げ改定を行う必要がある。改定に当たっては、民間の初任給が過去最高水準であるほか、本県の初任給が他の都道府県の初任給と比較しても低位な水準にあること、また、国家公務員が30歳台後半までの職員に重点を置いた俸給表の引上げを行っていることを踏まえ、優秀な人材の確保及び定着の観点から、高校卒業程度試験採用職員の初任給を12,300円、大学卒業程度試験採用職員の初任給を12,000円引き上げるとともに、30歳台後半までの職員が在級する号給に重点を置いて改定を行うこと。その他については、改定率を遞減させつつ引上げ改定を行うこと。